

取消処分者講習実施要領の制定について（例規）

（最終改正：令和5年6月30日 交規・運免第36号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この要領は、運転免許の取消処分等を受けた者の再取得後の運転について、自重と自制を促し、より安全な運転行動がとれる運転者として、道路交通の場に復帰させることを目的に行う取消処分者講習を、適正かつ効果的に実施するため必要な事項を定めたものです。